

あおぞら銀行のたたかい

特設サイトで経過をスライド解説

次回都労委は2月18日(金)

あおぞら銀行のIさんは、昨年同僚の遺産相続問題に対する銀行業務ルールに反した行為を、2020年6月、コンプライアンス統括部に通報しましたが何ら改善されませんでした。逆に、銀行は7月になって、2度にわたりIさんを人事部に呼びし、5年～6年も前にIさんが上司の不正行為を指摘した事柄等を持ち出し、Iさんが上司や同僚を困らせたとし、懲戒事由に該当すると通告してきました。

Iさんは昨年8月3日に金融ユニオンに加入し、第1回団交(10月8日)で、上司等を精神的に困らせたというのは、いかなる事実なのか追及。銀行はこれに対して説明をしませんでした。この後、銀行は第2回目の団体交渉を11月6日と通告しておきながら10月30日、突然Iさんを呼び出し、出勤停止処分とする懲戒処分を発令しました。

これに対して、金融ユニオンは、処分理由の成り立たないこと、処分の手続きにも重大な不備があることを第2回・第3回の団交及び組合文書で詳細に指摘し、懲戒処分の撤回を要求してきました。銀行は本年2月24日、Iさんを個別に呼び出し、今期は低評価にならざるを得ない、4月以降は、満足できる職場は提供できない、管理職から非管理職への2階級降格を示唆し、最後に退職勧奨を行いました。さらに、翌25日、銀行は、Iさんに、反省の意思を表名した始末書を提出して処分を受け入れろ、と脅迫的な文書を送付してきました。

Iさんは対する退職勧奨を拒否し、団体交渉開催を要求したところ、銀行はこれを無視し、3月24日、改めてIさんを呼び出し、2階級降格、人事部附を内示した上、4月1日付で組合との協議をすることなく、これを発令してきました。

Iさんは、4月1日付で人事部附の発令を受け、出社時は同僚との接点のない来客用応接室で、終日1人で業務を行い、在宅勤務時も従業員との交流なく、終日レポート作成業務を行わされています。金融ユニオンは提出準備書面で、これら会社の対応は、「典型的な『人間関係からの切り離し』」であり、島流し同然の見せしめ隔離人事であると糾弾しています。

金融ユニオンは、昨年3月東京都労働委員会に不当労働行為救済を申し立て、今年1月31日までに6回にわたる調査が行われ、今後2月18日(金)第7回目の調査が行われ、その後証人尋問が予定されています。

**次回都労委調査 東京都労働委員会にて
2月18日15時30分～**

金融労連は1月23日に開催した中央委員会で「あおぞら銀行の社会的責任を問うたたかいを支援する決議」を全員一致で採択し支援を進めています。

また金融ユニオンのホームページあおぞら銀行問題特設サイトでは経過を26コマ画像のスライドでわかりやすく解説しています。

リンク「マンガで見るあおぞら銀行で起こっていること」